



らびい通信

令和3年 6月 17日 第24号

編集・発行：岐阜県警察本部交通部交通企画課 (058-271-2424 内線 5034)



申請による運転免許証の延長措置について

～再延長の申請も可能！～

新型コロナウイルス感染症対策として、運転免許証の「有効期間・運転及び更新可能期間」（有効期間等）の延長措置を申請することができます。

申請をすることが出来る方は、運転免許証の有効期間等の末日が

令和3年9月30日までの方

です。

過去に延長措置を申請し、延長された有効期間の末日（運転及び更新可能期間）が令和3年9月30日までの方も対象となりますが、再度の申請が必要です。（自動的に延長されません。）

- この措置により、有効期間等が3か月延長されます。
- 延長された「運転及び更新可能期間」の末日までに、運転免許証の更新手続きをしなかった場合は、運転免許証は失効します。
- 申請は、運転者講習センター及び警察署の窓口で申請も可能ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、郵送による申請をご利用ください。

延長申請の詳細は、岐阜県警察のホームページをご覧くださいか、運転免許課（058-295-1010）まで、お問い合わせください。

来庁の際は、マスクの着用、アルコール消毒の利用など新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をお願いいたします。

岐阜県警交通安全情報のツイッターを配信しています！
随時県内の交通安全情報についてツイートしています。

ツイッター URL <https://twitter.com/gpkoutsuukaku>



ツイッター
のフォローを
お願いします
(^^)/

